



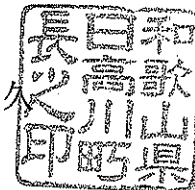
日高川町告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町内の字の区域を別紙のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成21年11月6日

日高川町長 玉置 俊



変 更 調 書

1. 大字和佐字田ノ首に編入する区域

大 字	字	地 番
和佐	滝谷口	2010-2、2011-5、2013-2及び2013-3の一部
	大縄口	2029の一部

2. 大字和佐字大縄口に編入する区域

大 字	字	地 番
和佐	田ノ首	462-2、462-4、466、2024及び2028の一部
	別所谷小口	2229-26の全部 2229-34、2229-37、2229-38及び2229-80の一部

3. 大字和佐字大縄奥に編入する区域

大 字	字	地 番
和佐	庄太夫屋敷	2038及び2039の一部
	別所谷小口	2229-53の一部

4. 大字和佐字中津川谷口に編入する区域

大 字	字	地 番
和佐	庄太夫屋敷	2039の一部
	別所谷小口	2229-79の一部

地番については、平成21年4月17日現在のものである。

変 更 調 書

1. 大字和佐字パイロットに名称を変更する区域

大 字	字	地 番
和佐	滝谷口	2010-1及び2010-2の一部
	田ノ首	460、461、462、462-1、462-3、463、464、464-1、465、467、468、469、470、472-2、471、471-1、472-1、2023、2025、2026-2、道路及び水路の全部 462-2、462-4、466、472、2024、2026-1、2026-3及び2027の一部
	大縄口	2035-1の一部
	大縄奥	1708、1709、1710、1711、1712、1713、1714、1715、1715-1、1716、1717、1718、1719、1720、1721、1722、1723、1724、1725、1726、1727、1728、1729、1730、1731、1732、1733、1734、1735、2036及び道路の全部 1706-1及び2037の一部
	庄太夫屋敷	2038及び2039の一部
	中津川谷口	2041、2042、2043及び2044の一部
	別所谷小口	2229-25、2229-27、2229-29、2229-35、2229-39、2229-40、2229-48、2229-63、2229-64、2229-67、2229-71、2229-72、2229-73、2229-74、2229-75、2229-76、2229-77、2229-78及び2229-81の全部 2229-34、2229-37、2229-38、2229-53、2229-79及び2229-80の一部

地番については、平成21年4月17日現在のものである。